第3回「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会議録 令和5年8月28日(月)14時~ オンライン開催

(中島参事監) 1:48~

それではただいまから、第3回鳥取県孤独・孤立官民連携プラットフォーム、第3回の会議を開催いたしたいと思います。鳥取県池上統括監よりごあいさつを申し上げます。

(池上統括監)

皆様こんにちは。画面の都合で座ってご挨拶をさせていただきます。統括監の池上でございます。

本日はお忙しいところご参加いただきまして誠にありがとうございます。皆様には日頃から、老老介護や引きこもり、ヤングケアラーなど困難な状況にある方々への相談支援などにご尽力いただいておりますこと、心から感謝を申し上げます。

前回の会議では、鳥取県孤独孤立を防ぐ、ぬくもりのある支え合い社会づくり推進条例の制定や、相談窓口の設置、広報啓発支援作成、孤独・孤立のアンケート調査の実施などについて、ご報告を差し上げますとともに令和5年度の県の予算の方向性について、様々にご意見を頂戴しました。1月に条例が施行となりまして、3月・6月の議会を経て、今年度の孤独孤立に係る様々な予算が成立いたしました。あわせて、7月末の組織改正におきまして、孤独・孤立対策課が設けられたところでございます。

国においては、5月31日に孤独孤立対策推進法が可決成立し、来年の4月に施行となりました。法律では、孤独・孤立の状態にある者は、社会全体の課題であるという認識のもとに、対策の推進を図ることが重要であると明記され自治体や支援団体、地域住民等との連携協力により、課題の解決に繋がるよう、様々な施策も検討されております。

本県も県民・事業者・関係団体・行政等が、互いにネットワークで繋がって、望まない孤独・孤立を防いで誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを推進し、法の成立も追い風にして地域全体で一緒になって、より一層取り組みを進めていきたいと考えております。

本日はこの後事務局から推進法や本県のアンケート調査今年度の主な事業等につきまして報告をさせていただきますと共に、関係機関の顔の見える関係づくりについて、ご意見を頂戴したいと考えております。どうぞ忌憚のないご意見をお聞かせいただけますようお願い申し上げます。

(中島参事監) 5:11~

孤独・独立対策課の中島と申します。本日はよろしくお願いいたします。

7月28日に孤独・孤立対策課ができまして、その後プラットフォームホームの日程調整が余裕のないものになってしまいまして申し訳ございませんでした。本日ご参加いただきありがとうございます。ご欠席の団体については、資料を送付して、ご意見をいただきたいと思っております。本日ご参加の皆様には忌憚のないご意見をよろしくお願いしたいと思

います。

<プラットフォームの概要>

まず資料の1で、プラットフォームの概要について改めてご説明させていただきます。概要といたしましては、孤独・孤立の問題について、行政・民間支援機関等多様な主体が幅広く参画し、三位一体取り組みを推進するというものでございます。活動内容について、広報活動、法人・NPO法人との支援、関係機関の取り組み情報共有や、課題・連携に対するワークショップと連携強化活動などを共に検討して推進していくということになっております。構成機関としまして、記載の通りで、昨年度から実施しております。第1回、第2回庁内プロジェクトチームの経過等を記載しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

<孤独孤立対策推進法における県の役割>

続きまして報告事項で挙げております孤独孤立対策推進法の概要につきまして、ご報告 いたします。資料2をご覧ください。

孤独立対策推進法の概要としまして、四角の枠で囲っております、法案の概要について、 かいつまんでご報告いたします。内閣府の孤独孤立対策推進本部が孤独孤立対策重点計画 を策定することになっております。

地方公共団体は、「孤独孤立対策に関し国、他の地方公共団体と連携を図りつつ、当事者の状況に応じた施策を策定及び実施する責務を有する。」という責務が記載されております。次に、太字になっておりますが、地方公共団体は、「孤独孤立対策地域協議会を置くよう努める」と努力義務が規定されております。これにつきましては、個々の当事者の支援を検討するケース会議を想定されております。そして、次の太字でございますが、「国・県、国・地方公共団体、支援者、地域住民、その他関係者相互間の連携と協働を促進する施策を講ずるよう努める。」ということで、これは官民連携プラットフォームを各地方で設置するよう規定されているものでございます。そのほか、普及啓発・相談支援・人材確保に努めることが求められておりまして、鳥取県としましては、これらにつきましては、孤独孤立を防ぐ温もりのある支え合いの社会づくり推進条例規定済みでございます。設置の努力義務があります、孤独孤立対策地域協議会については、ケース会議が想定されておりますので、今後県において設置の有無も含めて、本プラットフォームと協議会を兼ねるということも含めて、どういった形で設置していくかということは、協議会とプラットフォームの役割等を整理いたしまして、今後検討していきたいと思います。

今後のスケジュールですが、既に可決成立されております推進法ですが、施行期日は6年の4月1日となっております。以下に概要としまして、基本理念・国等の責務・基本的施策・推進体制等主なものを箇条書きにしております。これにつきましてはまた後程ご覧いただきたいと思います。

<孤独・孤立アンケート結果について>

次に資料 3 をご覧ください。孤独孤立に関する県内アンケート調査の実施結果についてご報告いたします。内閣官房が実施しました孤独孤立の全国調査につきましては、都道府県ごとの状況が把握できないものであったため、令和 4 年 12 月に本県において、県内アンケート調査を実施いたしました。集計が完了いたしましたので結果の概要をご報告いたします。

全体的に申しますと、これまでこのプラットフォームや関係者の方々から頂いたご意見や、国の調査の結果と共通する部分が多く、全体的な傾向としては、本県が特段目立った特徴があるのではありませんでした。今後分析の結果を、県庁プロジェクトチームでも共有しまして、今後の施策に反映していきたいと思っております。

調査方法について、調査期間は令和 4 年 12 月 15 日からの 1 週間インターネット上の調査で、インターネットモニターに登録している鳥取県に居住する満 16 歳以上の個人 9,000人に対して回答者が 1700 名、内訳は男女別年齢別にご覧の通りとなっております。

調査事項は32 間で、年齢性別等の属性事項、孤独感の有無等の孤独に関する事項、社会 参加の状況と孤立に関する事項、不安や悩みの相談相手の有無。米印で書いております、孤 独孤立の状態が解消した経験等、これは国調査に加えまして本県独自の設問として調査を いたしました。

結果の概要でございます。下の表で県の調査結果と国の調査結果を比較しております。 孤独感はしばしばある・常にある・時々ある・たまにある、こういう項目を選ばれた方は、 県、国ともに約4割にのぼっております。一定の割合で、孤独感を抱えておられる方がおら れるということが裏付けられまして、特に20代30代の若年層に孤独感を抱える方がおら れるということがわかりました。県・国ともに、概ね同じ傾向だったということがわかりま す。

各項目における分析です。しばしばある・常にあると答えられた方の中で、年齢別、仕事の種類別、というようなことを確認いたしました。先ほど申し上げましたように、若年層で孤独感を抱えている割合が高いという傾向が出されております。別の項目で、社会参加や、社会的交流があるかないかという設問がございます。それを確認しましたところ、20 代男性等で、社会的交流等が全くないというような結果になっておりまして、社会との接点の少なさが、孤独感を感じることに影響しているのではないかと考えられます。次の丸ですが、現在の仕事の種類別では、失業や、派遣社員等の不安定な雇用環境ということが、孤独感に繋がっているということがわかりました。孤独感を感じる前に経験した出来事としては、一人暮らし等もございますが、心身の重大なトラブルですとか、人間関係によるトラブルというものが、割合を高い割合になっておりました。

本県独自の孤独孤立状態が解消したきっかけという部分で分析をいたしましたところ、「時間が経過することで自分の気持ちに変化が生じた」や「相談や話ができる相手と新たな出会いがあった」という割合が高いことから、ある程度一定の時間をかけながら、繋がり続

けて、その方の状況変化によって、適時に支援につなげていくことが重要であるということが、考えられます。

(3)です。「孤独孤立状態にある方に支援で必要なこと」を自由記載で回答いただきました。ご覧の通りの上位のものを抜粋しております。声かけ、見守り、寄り沿い、話し相相手、居場所づくり、相談支援、訪問等のアプローチ、そして地域や民間の力。そのような回答が多くございました。これもこれまで皆様からご意見いただいているものと共通するものが多くございました。

本実施結果につきましては、8月21日の常任委員会で報告済みでございまして、既に当課のホームページに掲載しておりますので、詳しいアンケート結果については、そちらの方ご覧いただければと思います。資料3については以上です。

<R5 孤独・孤立事業について>

資料4をご覧ください。今年度、令和5年度の孤独・孤立に関する主な事業についてご説明します。本年1月に施行されました条例の具体化の観点で、5年度で事業を実施することとしております。主に市町村・関係機関との連携を強化するための事業実施、アウトリーチ実態調査、ピアサポートを含む人材育成の体制整備です。また、新たな組織体制にて孤独・孤立対策課が担当いたします引きこもり、ヤングケアラー等多岐にわたる孤独孤立に関する課題の解決のための事業も実施することとしております。

まず、1番ですが孤独孤立対策の市町村支援強化事業ということで、予算説明資料をそのままご提供するような形で資料をつけております。6月補正の予算、新規事業といたしまして、孤独孤立に係る人材育成、市町村等のアウトリーチとして世帯訪問事業がございます。市町村のアウトリーチ等の取り組みにつきまして、こちらは4市の分につきまして、拡充ということで、町村については、当初予算の方で1町村60万円を計上しておりまして、4市については、従上限100万円で予算を計上しております。後戻りしますが、真ん中あたりの表の人材育成につきましては、新規でコーディネート能力等の向上ですとか、ネットワーキングファシリテーション等市町村の担当者等を対象に、専門の相談機関との連携等の力量を高める研修ということで、委託実施をする予定にしております。少し小さいですが、表の一番下になります。孤独孤立に係る実態調査ということで、市町村の協力を得まして、ひきこもり、老老介護、ヤングケアラー等の実態の把握をさせていただくということで、今後調査票等を検討いたしまして、市町村の方に協力を得て実態調査の方進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは 2 番の鳥取県版孤独孤立解消支援事業でございます。資料の方小さい字で②と書いておりますが、(新) 孤独孤立解消支援事業としております。これにつきましては、地域のネットワークや社会資源の活用によって、新たな制度を創設して、孤独孤立の解消に施策を検討していただいて新たな制度を創設していただいた市町村に対して、2 分の 1 の補助、支援をするものでございます。補助対象経費としましては、困難を抱える状況にある方の既存の制度では対応が難しい課題に対応するため、先ほど申し上げました、地域の社会資

源の活用と、地域の中で制度として、なかなか活用が活用できる制度がないような取り組みについて市町村の方で、何かその辺りをカバーできるような制度を作っていただいて、県がそれを支援するという形になっております。これにつきまして、どういったものが該当になるか各市町さんの方で、取り組みについてご相談をいただき、また県の方からもご意見や状況の方聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に3といたしまして、当事者家族等のピアサポート活動の支援事業ということで、次の ③と書いております資料の方ご覧ください。前回の2回目のプラットフォームでも、県社協 さんの方からモデル的な事業への助成についてご意見いただいておりました。一般ピアサ ポート団体におかれまして、同じ悩みを抱える方のピアサポートに取り込まれていたり、そ ういった団体を立ち上げようとしている場合ですね。サポート推進の自助グループの育成 と書いておりますけれども。そういった団体に対して、直接支援をするものでございます。 新たなピアサポートを支援する団体への助成ということで、ピアサポーターへの支援を行 う団体についても、その活動を支援することとしております。詳しい補助率等は、下の方の 表に掲げておりますので、またご確認をお願いいたします。 現在詳しい要綱等を作成中でご ざいますので、できましたらお示しします。またどういったものが該当であるかなどわから ない点があればこちらの方にお伺いいただければと思います。よろしくお願いいたします。 そして4番ですけれども、鳥取官民連携プラットフォーム推進事業ということで、④と書 いてあります補正予算の説明資料でございます。皆さまからいろいろご意見をいただきま して、わかりやすい団体支援内容等ですね、連携を深めるために、県の方のホームページ等 で、団体の状況ですとか、構成機関で連携した対応を行うために、相談窓口にたどり着きや すくするためのホームページを充実させていただきたいという意見がございましたので、 こちらの方で対応していきたいと思っております。そして、優良事例とか、先進事例につい て関係機関等で共有できる仕組み、連携強化ということで、予算の方をとっております。県 内外の先進事例や優良事例を、事例発表・講演ということで、シンポジウムのような形、或 いは同時に分科会や事例検討会というようなものを行ったらどうかというご意見を伺って おりましたので、このような事業を組んでおりますので、今後実施について検討していきた いと思っております。

5番でございますが、引きこもりについての事業でございます。こちら引きこもり対策推進事業ということで、⑤と書いてある資料でございます。これにつきましては、鳥取引きこもり生活支援センターに委託実施している事業でございます。引きこもりの早期の脱却支援制御体制をとっております。真ん中の事業内容の表をご覧いただきますと、相談事業と体験事業ということで、コーディネーターを配置して、様々な形態での相談支援を行っていただいております。そしてその中で、体験事業という、右側の枠の中で少し下の(新規)ということで、職場体験事業の修了者に対する支援として自動販売機の設置です。対人関係に対する不安感のある方のために、職場体験事業を終えてから自動販売機でのパンの販売をするために、自動販売機の設置をして、そういう体験を活かすという形での事業を実施するこ

ととしております。そのほかサポーター養成研修、フォーラム、家族教室、そして家族の集 い等予算を組んでおります。次のページをご覧ください。

補正予算で実施する予定にしております、引きこもり支援センターの体制強化としまして、 今東部を中心の活動ですが、中部・西部におきましても、相談件数が増加していることから、 体制強化して中部西部 1 人ずつ配置を強化することとしております。職場体験事業所の設 置ということで、中部、西部に職場体験できる場の予算を計上させております。

ヤングケアラーの支援強化事業ということで、6番、次の資料になります。こちらにつきましては、ヤングケアラーに対する支援体制の強化啓発ということで、表に掲げております、LINE相談の窓口の開設ですとか、24時間電話相談、オンラインサロンの開催となっております。支援者のスキルアップとしましても、記載の通りで、研修会と、支援機関の研修に対しての助成等を行っております。理解促進啓発ということで、リーフレットですとか、SNSを媒体とした広報媒体での普及啓発、それから、子供たち小学生等へのリーフレットの配布等を行っております。次のページは、補正予算になります。ヤングケアラーの悩みの相談の対応としてのSNSの活用ということで、新規事業としまして、ヤングケアラーのためのSNS上の集いということで、チャット機能を使いました意見交換。先ほどのオンラインサロンというのは、時間を決めてのオンラインサロンですが、チャットというものを使いまして、いつでも、何か悩み等があれば書き込みをして、それに対して、助言を行えるような、そういった場を作るという事業を検討中でございます。もう一つ、ヤングケアラーの元当事者の方による出前事業等を子供たちに対して行い理解促進を図るという事業を進める予定です。

以上ではございますが、ざっと最初に独自対策に関する事業、この事業をご説明いたしました。

(29:30)

(池上統括監)

以上の報告事項、予算の項目もたくさんございましたけれどここまでのところで、ご意見 ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか?そうしましたらもし、お気づきの点がございましたらまた後程お 時間をとらせていただきたいと思います。

それでは次に、協議事項ということで、事務局から説明をさせていただきます。

(30:17)

(中島参事監)

<協議事項:生活の困りごと相談窓口について>

協議事項といたしまして、資料 5 をご覧ください。パワーポイントの資料になっております。各相談窓口の顔の見える関係づくりに向けた取り組みということで、案をお示ししております。各相談窓口につきましては、プラットフォームの一体会議での意見を踏まえまして、令和 4 年の 11 月に、生活の困りごと相談窓口というものを、各県立ハローワークさんの中

に設置しております。

こちらの中で、いろんな支援を受けられる方と、支援する側の情報共有関係に加えて、違う支援先等の方が適切ではないかといったときに、たらい回しになってしまわないように丁寧な対応が必要ではないかっていうようなご意見をいただいておりました。相談窓口において、案件に応じて各窓口担当者が、きめ細やかな対応を行っていくということを、相互に確認させていただく必要がある。お互いの支援内容を十分に把握して、相談者の方が迷われないような対応を行っていく必要があるということでございます。

対応案といたしまして、生活の困りごと相談窓口において、お話を聞いた後具体的な相談窓口につなぐ際にそれぞれの窓口で、相談がそこだけでは解決できないような場合は、また生活困りごと相談窓口において整理をいたしまして、適切な支援機関に繋ぐということで「あそこではない、ここではない」というようなことで迷いが生じないように、きちっと繋ぎをするということでの連携強化が必要になって参ります。

そして、相談窓口の見える化ということを推進したいと思っております。多種多様な相談窓口の情報を見える化するために、対象者支援内容につきまして、連絡先等の情報を掲載したリストを作成いたしまして、支援の担当者は、どういった悩みや・どういった困りごとかということで具体的な支援先等につなぎやすい状況で仕組みを作り、そういった場合の参考とすることにしたいと思っております。

その際の多機関連携、いろんな機関が連携する場合の考え方といたしまして、プラットフォーム構成団体におかれましては、様々な相談窓口がございますけれども、来られました相談者の方の抱える問題が複合多岐にわたる場合、他の機関において対応が必要と考えられる場合、相談者ご本人のご意向を確認しまして、適切な機関に事前に相談内容を伝えて調整を行い、担当者の方を明確にしまして、「こういったところに、こういったお話を聞いてくださる方がおられる」と、相談者の方が安心して相談できる、スムーズな連携ができるような、支援に繋げることが大事ということで、考え方を整理いたしました。生活困りごと相談窓口を中心としまして、連携がとれるような形で、仕組みを考えていきたいと思っております。

実は市町村におかれまして、包括的に様々な問題を抱える方も各協議会等通じてやっておられると思いますので、そういったところに備えたほうがいい方、そして、本人の意向で、こういった支援を受けたいとわかっている方、そういった方の見極めがしっかりできるような、何かツールが必要だということを考えております。

(2)に書いております、様々な支援機関が対応できる状況を把握できるための仕組みを考えていきたいと考えております。それにつきまして、次のページをご覧ください。こちらの方は、まだ仮称でございますが、仕組みづくりといたしまして、なるべく多くの支援機関、団体等を共有することによって、多様な相談支援機関、様々な問題を抱える方に寄り添った相談支援・支援体制が構築できるのではないかということで、関係機関同士の連携のために、様々な孤独孤立対策に取り組まれる各種団体の方を把握する仕組み、市町村の方で把握し

ておられることをお声掛けさせていただいて、行政機関以外で、サポートしておられるような団体ですとか。ピアサポートに取り組まれている団体ですとか、そういったところも把握したり、これからホームページの方で募集をしたりということで、独自の支援の輪を広げることとしていきたい、ということをイメージとして書いております。

相談機関同士で連携をするのはもちろんのこと、プラットフォームを取り巻く各種支援団体、見守りを行っている団体等の情報提供をいただいたり、「こういった方がいらっしゃるのだが、どういった支援ができるだろうか」というような団体さんからのご相談等を受けたりというようなことで、それが困りごと相談窓口に限りませんが、各機関がそれぞれそういったお話を受けたら、どういった支援機関があるだろうかということで情報を共有できるようなものを、考えていければと考えております。次の資料6にありますような、支援機関の取り組みシートというような様式を、これはまだ検討段階ですが考えております。こういったものを、どういった支援策が・どういった方を対象に相談できる日時、方法、そして具体的な支援内容等を把握できるようなシートの方を活用しまして、それを皆さんに新たな団体や、各機関の方がPRしたい点等をこちらの方で集めさせていただいて、そういった支援機関のリストを作成して、共有をしていきたいというものでございます。

説明は以上です。またご意見をいただきたいと思います。

(38:45)

(池上統括監)

ただいまの協議事項につきまして、皆様の方で、ご意見等、お伺いできたらと思います。

<県社協質問> (39:17)

(県社協:川瀬さま)

県社協の川瀬です。説明ありがとうございました。

資料の6ページ確認です。この孤独孤立サポート団体のイメージ図が出ているのですが、この真ん中の「生活困りごと相談窓口」というところにはコーディネーターさんがいらっしゃるのですよね。で、この方がこの圏域の何というか、コントロール、いろんな困りごとはどこに繋げるとかそういう交通整理のようなことをされるのか。

多分市町村さんでも今、重層的支援体制整備事業とか包括的支援体制整備の構築ということで市町村圏域にてこういう形の部分があると思うのですけどもその県と、町村との何かこの連携というのをどう捉えたらいいのかなということで質問です。

(40:20)

(中島参事監)

この図は、困りごと相談窓口が中心となって、このプラットフォームを中心に考えている 図でございます。ただ、もちろん入口はたくさんありますので、市町村の入口に相談をされ た方につきまして、市町村の包括的支援体制で解決をさせされていくということは、今も当 然あると思います。

この図に書いておりますのは、どこに相談したらいいかわからないというような方とか、 それぞれ支援団体が、「そういったときは、どこに行ったらいいだろうか」と迷われるよう な情報が、困りごと相談窓口の方に来た場合には、つなげるということです。

このプラットフォームの今の構成団体さん、もちろん行政機関・市・町・村そして支援機関も含めた連携はもちろんですけれども、プラットフォームというものはそのいろいろ活動ですとか施策を考えればなんですが、そういった相談支援につきまして、円滑に行くような形で、「県内でこういったことは、どういった事例があるだろうか」とか、「どこに相談したらいいだろうか」というようなことが、ある際に、東中西にあります窓口の方にご相談をいただく、仲介できると良いなということです。

もちろんその支援者同士の繋がり等を深めるために、支援団体を把握する・把握できて連携がスムーズにいくようになるような形で、この図は書いているのですけれども、行政団体、県市町村を今この一つの丸で書いておりますので、非常にわかりづらい図になってしまっているかもしれませんが、もちろん従来からそして今取り組まれている各圏域、市町村での包括体制はそこも当然つなぎ先といいますか。「こういった多問題の方は、住民に近い市町村だよね」というとこは交通整理の中で、市町村につなぐということは、こういった仕組みの中でしていくというイメージでございます。表しきれなくて申し訳ないのですけれども。お答えになってますでしょうか。

(43:13)

(県社協:川瀬さま)

多分市町村さんでもこういった取り組みされていて、このプラットフォームの良さというのはその市町村にない機能等を共有できたりすることではないかと思っています。例えばですが、その資料の中にあるところがですね、県域全県域で対応とかその辺のこともあってもいいのかなと思った次第であります。以上です。

(43:38)

(中島参事監)

ありがとうございます。そのシートにつきましては、確かに対象エリアというのもあると思います。各市町村にあります、地元のエリアだけを対象にされているような団体については、そのように書いていただいて、そういった活動をしているという把握はさせてもらって。イメージとしましては、そういった小さい見守り団体のようなところも把握させていただくことで、例えば日南町のそういう小さい見守りのところとか、三朝町でもこういった活動をしているというような団体でもありましたら、それを皆さんが共有することで、何か活動に迷われた時に、同じような活動されている団体が、「あそこにもあるからちょっと様子を

聞いてみようか」と。みんなで取り組んでいて、あちらこちらでいろんな活動を行っているということが、県内のものが見えてくる形になると、一緒に進めていって、何かあったときに、近いところで連携ということもありますし、遠いところで、参考にできるような活動が見えるというような、そういったイメージを抱いております。そういったこともできたらいいかなと考えております。

<法テラス意見>

(45:15)

(法テラス鳥取:高橋さま)

法テラス鳥取の高橋と申しますお世話になります。今お話された中で、特に資料6資料7の「関係機関同士で連携取れたら」のところで法テラスのこともちょっとお話したくて。

法テラスではこういう、いわゆる注意が必要な方向けの支援をしているという窓口の反面、支援されている皆さんの相談窓口の取り組みを行っています。ホームページを見ていただくと、支援者向けの支援ということで、トップクラスのスタッフとして雇っている弁護士がいたり、私たちのような情報提供している職員が多いです。例えば、各関係機関さんで窓口に来られた方に、「これはどういう法的トラブルかどうかわからないけど、どうも一度聞いておきたいな」とか、そういう場合に、本テラス自体が支援者さんの向けの窓口となって、場合によっては、お話をして「これは弁護士とか相談したほうがいいですよ」、「これは、いわゆる法的手続きというよりも行政に移行したほうがいいですよ」みたいな簡単な情報提供は、支援者さん向けにも行っているので、資料6で言うと、コーディネーターさんが判断に迷った時に相談する先としても使っていただいたらどうかと一つ思っています。

それと、同様にこの資料7のところの取り組みシート、いろんなところで私中身はほぼ同じようなものを出していると思っていて。コーディネーターさんがこれを束にしてファイルで見て、検索性がいいのかなといつも思うところなのですけれど。それが例えば表のようなものになっていて、見やすくというか、ある程度東部・中部・西部とか県全域とかいうところでまとめられたようなものになって、みんなが使いやすいものになったら、というのは実際にそのリストとかを使っている側としては思うことです。

もし支援者さん向けの支援制度についてご興味終わりの方はもう個別に聞いていただい たら結構なので、法テラスの方にまたご連絡高橋といいます。

(48:06)

(中島参事監)

取り組みシートのリスト化につきましては、考えておりまして。ファイルにリストに関することに加え、内容によっては公表してもいいというところにつきましては、ホームページの方でたどり着きやすく、検索しやすく、見ていただけるような形にも、入れたいなと思っております。

(48:33)

(中西部長)

福祉保健部長の中西です。若干補足の説明させていただきます。

法テラスさまありがとうございました。支援者向けの支援を考えていただけるということで、大変ありがとうございます。

先ほど県社協の川瀬さんのご質問にもちょっと繋がるのですけれども、もともとこのプラットフォームで相談窓口を作らせていただいて、直接県民の方からの相談も受けするのですけれども、多分ここに入ってくるよりは市町村ですとか、それぞれの構成団体の皆さんとこに入ってくる相談が多いかと思っています。それぞれの窓口で連携して解決できるようなことは、していけばいいのですけれども、そこの窓口だけでは難しいような話は、このプラットフォームの困りごと相談窓口の方に言っていただければそこのコーディネーターがさらに別の構成団体を支援機関に助言を求めたり、つなぐということもこの機能としても考えておりますので、高橋さんも言っていただいたような、そういった大変ありがたく、使わせていただきたいというふうに思っております。以上です。

<鳥取市質問>

(50:00)

(鳥取市)

県社協の川瀬さんが質問された内容と重複しますが、今、鳥取市の方では東部と連携して、 兵庫県2町も含めてキリンの町圏域で孤独孤立対策をしようということで昨年度に引き続いて内閣官房の方の事業を今年度も広域でやろうとしています。

ついては先ほど川瀬さんへのお答えをお聞きすると、県のネットワークもまた良さや強みもあって、市・町レベルのまた現場でのプラットフォームの強みもあって、それぞれ上手く生かしながら連携してやるといいかなと考えています。県のネットワークとあと鳥取市中心に各町の皆さんとキリンの町で広域にてこういった取り組みを進めます。県の立場として矛盾が生じることはないでしょうか。

(51:22)

(中島参事監)

ありがとうございます。それは矛盾といいますかないと思います。それぞれのネットワークがあって、県のネットワークもあって、それが上手に重なって、支援になると思いますので。これは全体として、よろしくお願いしたいと思います。

(池上統括監)

その他何かご発言・ご意見ございませんでしょうか。前半にご説明させていただきました 報告事項、それからその他どのようなご意見でも結構ですので、ご意見お聞かせいただけれ ばと思います。

(53:46)

(中島参事監)

予算の説明の中でも申し上げましたが、また新規事業、6月補正の事業につきまして、まだこれから着手するものがたくさんございます。その都度ちょっとこちらの方も悩みながら進めて参りますが、すでに今の市町村さんの方に打診しておりますような、新たな制度の補助事業ですとか、そういったこともご意見等伺いながら、調整していきたいと思います。

またお気づきがありましたら、この事業について、またご意見、ご質問等いただければ、 実施するヒントにもなることもございますので、よろしくお願いしたいと思います。

(中西部長?)

ではご意見もないようですので以上で本日のプラットフォームの終了させていただきたいと思います。本当に今日長時間にわたりまして貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

冒頭の報告の方でもございましたけれども、来年の4月からは法律で、このプラットフォームをしっかりとしたり位置づけが与えられます。現状、先行して昨年度から皆様と一緒に、させていただいてきましたけども、来年の4月からきちんと法律に基づくものとして位置付けられることになりますのでこれからまだまだ至らない所がたくさんあると思いますけれども、少しずつ充当していって、しっかりとした内容にしていきたいと思いますので、これからも引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

また、今日の内容後ほどでも構いませんので、その点がありましたらまたお寄せいただければと思います。

本当に今日ありがとうございました。第3回の会議を終了させていただきます。